

指 示

平成24年11月5日

埼玉県知事
上田 清司 殿

原子力災害対策本部長
内閣総理大臣
野田 佳彦

貴県に対する、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項に基づく平成24年10月29日付け指示は、下記のとおり変更する。

記

埼玉県鳩山町、ときがわ町、横瀬町及び皆野町において採取されたきのこ類（野生のものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

(参考)

指 示

平成24年10月29日

埼玉県知事
上田 清司 殿

原子力災害対策本部長
内閣総理大臣
野田 佳彦

貴県に対する、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項に基づく平成24年10月16日付け指示は、下記のとおり変更する。

記

埼玉県ときがわ町、横瀬町及び皆野町において採取されたきのこ類（野生のものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。